

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和五年三月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大島 勝

一 許可番号

令和五年三月十日

指令川建セ第〇四〇一一一号

二 検査済証番号

令和五年三月二十七日

川建セ第〇四〇一九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県児玉郡上里町大字三町字横町裏五百九十五番一、五百九十八番一

埼玉県児玉郡上里町大字三町字大経塚六百十七番一、六百十七番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県児玉郡上里町大字三町五百九十八番地一

株式会社塚越鉄筋工業 代表取締役 塚越 誠